

検察、警察、児童相談所の連携強化に向けた取組について

検察における実施状況(H27.10以降)

- 平成27年10月28日から平成29年9月末までの取組
(法務省が把握している限りの数値)

児童が被害者又は参考人である事件であって、検察官が、警察と児童相談所の双方又は一方と協議を行った上、三者ないし二者のうちいずれかが代表して事情聴取を行った事例

H27.10.28 ~ H28. 3.31	39例	
H28. 4. 1 ~ H28. 9.30	149例	
H28.10. 1 ~ H29. 3.31	157例	
H29. 4. 1 ~ H29. 9.30	344例	計689例

- H29.9.25 ~ H29.9.29, 各地の検察庁から児童虐待事案を取り扱う検事等を集め, 厚生労働省, 警察庁, 医療機関等からも講師を招き, 児童虐待事案に適切に対応するための研修を実施

調査方法の変更について(H30.4以降)

- 平成27年10月以降, 法務省, 警察庁, 厚生労働省において, それぞれ実施件数などの調査を実施して, 各機関が独自に把握
- 平成30年4月から, 三省庁間で, 統一して把握すべき項目を整理し, 三者連携を実施した件数, 連携機関, 代表者聴取を行った機関, 被聴取者の年齢・性別, 聴取回数, 処理結果等の情報を共有
- 供述調書作成の有無, 録音・録画の実施の有無, 検察官以外の者が代表者聴取した場合における検察官立会の有無, 公判において児童の供述の信用性が争われたか否か, 録音・録画の記録媒体の証拠請求の有無等についても調査